

年金・手当・給付など

年金

1 障がい基礎年金

国民年金に加入している間にかかった病気やケガによって、65歳になるまでの間に一定の障がいを受けたときに支給される年金です。また、障がいの原因となった病気やケガで初めて医師にかかった日が20歳以前である方についても、20歳になったときに手続きができます。

障がいの程度により1級と2級がありますが、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

[受給要件] 下記の要件すべてに該当しなければなりません。

初診日が 20歳以降で ある場合	1	初診日に国民年金に加入しており、20歳以上65歳未満の間に初診日がある。
	2	初診日から障がい認定日、または障がい認定日以降65歳になるまでに障がい基礎年金の障がい等級で定められた障がいの状態である。なお、障がい認定日とは、初診日から1年6ヵ月を経過した日を指します。
	3	一定の保険料納付要件を満たしている。

初診日が 20歳前であ る場合	1	障がい基礎年金の障がい等級で定められた障がいの状態である。
	2	本人の所得が一定額以下である。

[年金額] <令和4年4月現在>

1級	972,250円(月額81,020円)
2級	777,800円(月額64,816円)

※ 生計を維持している子がいる場合は加算されることがあります。
原則として、子どもが18歳に到達した年度末まで支給されます。

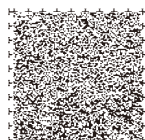


[子の加算額] <令和4年4月現在>

1人目・2人目	1人につき 年額 223,800円(月額 18,650円)
3人目以降	1人につき 年額 74,600円(月額 6,216円)

[申請場所・問い合わせ先]

- ・初診日が第1号被保険者期間中などにある人
医療保険課 電話 0948-22-5500(内 1031・1032) ファックス 0948-25-0560
メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp
- ・初診日が第3号被保険者期間中にある人
直方年金事務所 電話 0949-22-0891 ファックス 0949-29-3028



2 障がい厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガによって、障がいを受けたときに支給される年金です。障がいの程度により1～3級まであり、3級より軽度の場合でも一時金として障がい手当金が支給される場合があります。ここでいう1～3級は、身体障がい者手帳の等級とは異なります。

[受給要件]

1	障がいの原因となった傷病の初診日が、厚生年金保険の被保険者期間中である。
2	初診から障がい認定日において、障がいの程度が政令で定められた一定の基準以上の状態である。なお、障がい認定日とは初診日から1年6ヶ月を経過した日を指します。 ※障がい認定日に障がいの状態が軽くても、その後重くなったときは、障がい厚生年金を受けとることができる場合があります。
3	初診日の前日までに一定期間の保険料が納付されている。

[問い合わせ先] 直方年金事務所 電話 0949-22-0891 ファックス 0949-29-3028

3 障がい年金生活者支援給付金

障がい基礎年金を受けているときに支給される給付金です。令和元年10月に制度が始まりました。

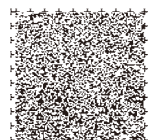
[受給要件]

1	障がい基礎年金を受けている。
2	本人の所得が一定額以下である。

[支給額] <令和4年4月現在>

障がい基礎年金1級を受けている人	月額 6,275 円
障がい基礎年金2級を受けている人	月額 5,020 円

[問い合わせ先] 直方年金事務所 電話 0949-22-0891 ファックス 0949-29-3028
ねんきんダイヤル 0570-05-1165(ナビダイヤル)
給付金専用ダイヤル 0570-05-4092(ナビダイヤル)



4 特別障がい給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障がい基礎年金等を受給できない障がい者に対して支給される給付金です。原則として、65歳に達する日の前日までに請求することが必要です。

[対象]

1	平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
2	昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、65歳に達する日の前日までに障がい基礎年金1級、2級相当の障がいに該当した人

[支給額] <令和4年4月現在>

障がい基礎年金1級に該当する人	月額 52,300 円
障がい基礎年金2級に該当する人	月額 41,840 円

[注意事項]

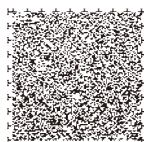
- ・本人の所得によって、支給が全額または半額、制限される場合があります。
- ・経過的福祉手当を受給している方に特別障がい給付金が支給されると、経過的福祉手当は支給停止となります。

[問い合わせ先] 医療保険課 電話 0948-22-5500(内 1031・1032)
ファックス 0948-25-0560
メールアドレス iryou@city.iizuka.lg.jp

5 障がい(補償)給付

業務上(通勤上)の負傷や疾病が治っても身体に一定の障がいが残ったとき、障がいの程度に応じて年金又は一時金が支給されます。

[問い合わせ先] 飯塚労働基準監督署 電話 0948-22-3200 ファックス 0948-22-3202



6 心身障がい者扶養共済制度と掛金補助

障がい者を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいの状態になるなど万一のことがあったとき、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

【加入対象者】 加入時の年度の4月1日における年齢が65歳未満の保護者で、生命保険に加入できる健康状態の人

【障がい者の範囲】

1	知的障がい者・障がい児
2	身体障がい者手帳1級～3級の身体障がい者・障がい児
3	1、2と同程度の障がいがあると認められる人 例 精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など

【掛金】 加入年齢に応じて掛金が異なります。また、2口まで加入できます。

【給付金】

年金	1口につき月額 20,000 円
弔慰金	1年以上加入した後に、障がい者が先に死亡した場合、加入期間に応じて支給されます。
脱退一時金	5年以上加入した後に、この制度から脱退した場合や加入口数を減らした場合、加入期間に応じて支給されます。

【掛金補助】 掛金の納付が経済的に困難な方に対して一定の基準によりその掛金について補助します。

補助対象者	補助率
生活保護世帯	10 / 10
前年度の市県民税が非課税世帯	5 / 10
前年度の市県民税が均等割のみ課税世帯	3 / 10
災害により生計の維持が生活保護世帯と同程度またはそれ以上困難と認められる世帯	10 / 10

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内1151)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

